

2013年8月29日

# 【臨時レポート】ブラジルの利上げについて

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2013年8月28日、ブラジル中央銀行は金融政策委員会(COPOM)において、政策金利(SELICレート)を従来の8.5%から0.5%ポイント引き上げ、9.0%にすることを決定しました。政策金利の変更は今年の4月、5月、7月に続いて連続4回目、引き上げ幅は合計で1.75%となりました。

金融政策委員会終了後に発表された声明は前回と同じ内容であり、インフレ沈静化を目的とした政策金利の引き上げが、投票者8名全員の賛成の下で決定されたとのことです。また、今回の利上げ幅0.5%も市場参加者の多くが予想した通りであり、29日のアジア市場において、特段の混乱はみられていません。

### 【今後の見通し】

8月7日に発表された7月のブラジルの消費者物価指数は前年同月比+6.27%となり、6月の6.70%から低下しましたが、現在ブラジルレアルが対米ドルで2009年3月以来の安値圏まで下落していることもあり、インフレが加速しかねない状態です。今回の利上げ前にも、ブラジル中央銀行はレアルを下支えするために新たな為替介入策を発表しており、通貨安進行に伴う物価上昇が消費者マインドを低下させ、低迷する経済にさらなる悪影響が及ぶことを回避したい意向です。

FRB(米連邦準備制度理事会)による量的緩和の縮小が近く開始されるとの観測が強いことも、レアルの上値を抑える要因です。量的緩和の縮小が始まれば、米国債など米ドル建て資産の利回りが上昇し、これまで新興国市場で運用されてきた資金が米国市場へ回帰することも予想されるため、ブラジル市場もその影響を受ける可能性があります。

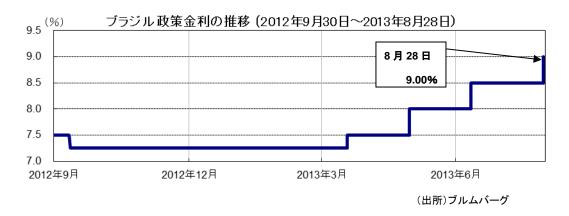
このような状況下、ブラジルの通貨及び債券市場は、目先不安定な状況が継続する可能性があります。新たに導入された為替介入策が効果を発揮するにはしばらく時間を要するとみられますし、FRBによる量的緩和の縮小が開始された場合の市場へのインパクトは測りかねるところです。しかしながら、量的緩和の縮小は、米国経済の順調な回復を背景に実施されるものであり、それはブラジルを含む新興国経済にとってもプラスの効果をもたらすでしょう。従って、中長期的にはブラジルレアル建て金融資産のマーケットも徐々に落ち着きを取り戻し、回復へ向かうものとみています。BNYメロン・グループでは、ブラジルをはじめとする新興国市場を取り巻く様々な要因について、引き続き注視して参る所存です。

<sup>●</sup>当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。

<sup>●</sup>当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。



### 【ご参考】









(出所)ブルムバーグ

- ●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。
- ●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。



### < と く 投資信託に係るリスクについて >

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券は市場環境、有価証券の発行会社の業績、金利の変動等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。

又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## < 投資信託に係る重要な事項について>

- 投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、取得、換金の申し込みの受付を行わない場合があります。
- 投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、 1回の解約金額に制限が設けられている場合があります。
- 分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

### < と く 投資信託に係る費用について >

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、下記以外の 手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各ファンドの販売会社へ お問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

投資信託の取得時:申込手数料、信託財産留保額

投資信託の換金時:換金(解約)手数料、信託財産留保額

投資信託の保有時:信託報酬、監査費用

信託報酬、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に受益者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等が実費としてかかります。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の費用がかかることがあります。また、一定の条件のもと目論見書の印刷に要する実費相当額が、信託財産中から支払われる場合があります。

### ● 投資信託委託会社

#### BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第 406 号 [加入協会]一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

本資料は BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。本資料は投資に係る参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的として作成したものではありません。また、当社が販売会社として直接説明するために作成したものではありません。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。

- ●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。
- ●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。